

○総務省告示第四百三十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の三の規定に基づき、同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日

総務大臣 山本 早苗

一 施行規則第六条第四項第四号（1）に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、次に掲げる通信の用に供するもの

1 二・四GHz帯子局（二・四GHz帯親局（二・四GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。）に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。以下同じ。）の通信の相手方が二・四GHz帯親局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）である通信

（一）周波数ホッピング方式（直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。）を用いる送信装置であつて、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用するもの
の空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合

合において、一MHzの帯域幅における平均電力が三ミリワット以下であること。

(二) スペクトル拡散方式を用いる送信装置であつて、(一)に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(三) 直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、(一)に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のいずれかであること。

ア 占有周波数帯幅が二六MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

イ 占有周波数帯幅が二六MHzを超え三八MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

(四) (一)、(二)及び(三)以外の送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

2 二・四GHz帯親局（空中線電力が前号(一)から(四)までに定めるものに限る。以下同じ。）であつて、電気通信回線設備に接続しないものと二・四GHz帯子局との間の通信

3 二・四GHz帯親局（法第百三条の五第一項に規定する外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。）と二・四GHz帯子局との間の通信

4 無線局（空中線電力が第一号（一）から（四）までに定めるものに限る。以下この号において同じ。）の通信の相手方が他の無線局のみである通信

二 施行規則第六条第四項第四号（3）に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五・二GHz帯子局（五・二GHz帯親局（五・二GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。）に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。）の通信の相手方が五・二GHz帯親局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）である通信の用に供するもの及び五・三GHz帯子局（五・三GHz帯親局（五・三GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。）に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。）の通信の相手方が五・三GHz帯親局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）である通信の用に供するもの

1 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

2 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

3 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

一 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一 MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一 MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一 MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

三 施行規則第六条第四項第四号(4)又は(5)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五・

六GHz帯子局(五・六GHz帯親局(五・六GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系

他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以

下同じ。)に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。)の通信の相

手方が五・六GHz帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)である通信の用に供する

もの

1 施行規則第六条第四項第四号(4)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、送信装置

の空中線電力は前項各号に定めるものであること。

2 施行規則第六条第四項第四号(5)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、送信装置の空中線電力は一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。